令和3年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | NO. 10 事業名 道路事業(市街地相互接続道 | | | (市道:日下石石上線) | 事業番号 | D-1-6 | |
|----------|--------------------------|--|----------------|---------------|----------------|-------|--|
| 交付団体 | | | 市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | | |
| 総交付対象事業費 | | | 1,518,518 (千円) | 全体事業費 | 3,659,188 (千円) | | |

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市岩子地区

事業内容:日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁1基 C=3,659,188千円

岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更) (平成27年3月31日)

人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、

D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より3,329千円(国費:2,579千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は1,190,670千円(922,769千円)から、1,193,999千円(925,347千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成29年1月19日)

平成 29 年度事業費配分のため、

D-21-1 下水道事業 (公共下水道 (雨水幹線) 整備事業) (細田地区) より 339, 874 千円 (国費: 263, 402 千円)

D-1-23 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 鹿島前迫線) より 284, 386 千円 (国費: 220, 399 千円)

D-1-14 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道:東部 320 号線)) より 35,092 千円 (国費: 27,196 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,521,847 千円 (1,179,429 千円) から、2,181,198 千円 (1,690,426 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成29年10月11日)

工事内容変更により本工事費が増額したため、

D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 129,033 千円 (国費:100,000 千円)

D-23-4 防災集団移転促進事業 (鷲山地区) より 387, 097 千円 (国費: 300, 000 千円)

D-23-5 防災集団移転促進事業 (新沼地区) より 132, 170 千円 (国費: 102, 432 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 2,181,198 千円 (1,690,426 千円) から、2,829,498 千円 (2,192,858 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成30年10月10日)

工事内容変更により本工事費が増額したため、

D-1-5 道路事業(市街地相互接続道整備) (東部 123 号線) より 10,000 千円(国費: H25 予算 7,750 千円)

D-1-7 道路事業(市街地相互接続道整備) (東部 327 号線) より 40,000 千円(国費: H26 予算 31,000 千円)

D-1-9 道路事業(市街地相互接続道整備) (東部 338 号線) より 15,000 千円 (国費: H26 予算 11,625 千円)

D-23-2 防災集団移転促進事業 (刈敷田地区) より 190, 813 千円 (国費: H26 予算 166, 961 千円)

D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 157,092 千円 (国費: H25 予算 137,455 千円)

D-1-17 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 521 号線)より 15,000 千円(国費: H25 予算 11,625 千円)

D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 鹿島前迫線)より 30,000 千円(国費: H26 予算 23,250 千円)

F-2-1 市街地復興効果促進事業より 287, 277 千円 (国費: H27 予算 229, 821 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 2,829,498 千円(2,192,858 千円)から、3,628,837 千円(2,812,345 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (令和2年5月19日)

令和元年東日本台風被害により工事内容追加となり本工事費が増額したため、

D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より30,351千円(国費:23,522千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は3,628,837千円(2,812,345千円)から、3,659,188千円(2,835,867千円)に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成25年度∼令和3年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、

令和3年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 52 | 事業名 | 住宅・建築物安全ストック (がけ地近接等危険住宅移 | | 事業番号 | D-13-1 | |
|----------|----|-----|------------------------------|---------------|---|--------|--|
| 交付団体 | | | 市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | | |
| 総交付対象事業費 | | | 1,344,060 (千円) | 全体事業費 | 1, 294, 706 1, 344, 060 (T | | |

事業概要

■住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)

今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住 者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。

▽事業量

①移転想定世帯数:343世帯(H24年7月意向調査集計結果に基づき変更)

②事業費:危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第2項 被災地整理(P26)

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第9項 防災体制整備(P43)

(事業間流用による経緯の変更)(令和3年1月12日)

事業進捗により事業費が減額したため、D-5-2 災害公営住宅家賃低廉化事業 [補助率変更分] へ 49,354 千円(国費: H25 予算 37,015 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 1,344,060 千円(1,008,045 千円)から、1,294,706 千円(971,030 千円)に減額。

当面の事業概要

<平成24年度~令和2年度>

今度想定される災害への未然防止を図るため、津波やがけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、もって市民の生命の安全を確保するため事業を実施する。

- ①移転想定世帯数:343世帯のうち、移転を行ったものに順次補助
- ②事業費:危険住宅の除却等に要する費用、危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から 借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用を補助

東日本大震災の被害との関係

今回の震災により、当市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けている。

特に、建物が流出し、多くの犠牲者を出した地域においては、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、約110 ヘクタールの「災害危険区域」を指定している。

今後、災害の未然防止を図るため、当該災害危険区域や津波、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土 地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

市沿岸部において、約 110 ヘクタールの「災害危険区域」等を対象に、防災集団移転促進事業を実施し、住民を安全な場所に移転させるべく、現在事業を行っている。

また、経済的に自力での住宅を建設することが難しい方向けに災害公営住宅を建設し、被災者に貸与することも行う。

| 関連する基幹事業 | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |

また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

| 関連する基幹事業 | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |

令和3年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 88 | 事業名 | 災害公営住宅 | 家賃低廉化 | 事業(補助率変更分) | 事業番号 D-5-2 | | |
|----------|----|-----|--------|---------------|------------|------------|------------------------------|------|
| 交付団体 | | 市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 市 | | | |
| 総交付対象事業費 | | | 0 | (千円) | 全体事業費 | | 341, 173 385, 591 | (千円) |

事業概要

■災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。

※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、No. 20 事業 (D-5-1) の事業内容のうち、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を移行したものである。

(事業間流用による経緯の変更) (平成29年1月19日)

追加配分のため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 3,528 千円(国費: 2,940 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 0 千円(0 千円)から、3,528 千円(2,940 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成30年1月17日)

追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より52,418 千円(国費:43,680 千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は 3,528 千円 (2,940 千円) から、55,946 千円 (46,620 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成31年1月11日)

追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業(相馬市)より62,897千円(国費:H27予算52,414千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は55,946千円(46,620千円)から、118,843千円(99,034千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(令和2年1月10日)

追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業(相馬市)より222,330千円(国費: H27予算185,274千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は118,843千円(99,034千円)から、341,173千円(284,308千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (令和3年1月12日)

追加配分のため、D-13-1 住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)より44,418 千円(国費: H25 予算37,015 千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は341,173千円(284,308千円)から、385,591千円(321,323千円)に増額。

当面の事業概要

 <平成 29 年度>
 対象戸数:馬場野地区
 7戸 (No. 20事業 (D-5-1) と重複あり)

 <平成 30 年度>
 対象戸数:馬場野地区等
 8 2戸 (No. 20事業 (D-5-1) と重複あり)

 <平成 31 年度>
 対象戸数:馬場野地区等
 9 6戸 (No. 20事業 (D-5-1) と重複あり)

 <令和 2 年度 (見込み)->
 対象戸数:馬場野地区等
 2 7 8 2 3 0戸 (No. 20事業 (D-5-1) と重複あり)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(約1,400世帯)が震災後、約1年7ヶ月を経過する現時点において 市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住 宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。

なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設

| 関連する基幹事業 | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |

基幹事業との関連性

令和3年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 86 | 事業名 | 漁業集落防災機能強化事業 | | | 事業番号 | C-5-1 | | |
|----------|------|------|--------------|------|---------------|-------|-------------|------|--|
| 交付 | 交付団体 | | 市 | | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | | | |
| 総交付対象事業費 | | 東事業費 | 1, 081, 932 | (千円) | 全体事業費 | | 1, 081, 932 | (千円) | |

事業概要

■漁業集落防災機能強化事業

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部に位置する漁村集落である岩子地区については、高潮・波高の増大や地震・津波等に対して十分に安全が確保されていないことから、今後、安全・安心な居住環境を確保するための漁業関連施設の保全に必要な防災安全施設の整備等を実施することによって、地域住民の生活の安全性を図るとともに、災害に強く、生産性の高い水産業・漁村づくりを推進することにより、地域水産業と漁村の復興に資するものとなるよう実施する。

当面の事業概要

本市沿岸部に位置する漁村集落である岩子地区における、漁業関連施設の保全と防災安全のために必要な防災安全施設の整備

• 対象施設:

浸水防護施設(防災安全施設) L=820m

事業内容:

地質調査、路線測量、用地測量、実施設計(平成28年度)

工事、工事監理(平成29年度~令和3年度)

その他:他事業との関連なし

東日本大震災の被害との関係

岩子地区は、人口 469 人(うち漁業就業者 358 人)、世帯数 144 (うち漁家世帯 76、漁家比率 52.7%)の集落であり、 漁家の多くは松川浦内でアオノリ、アサリ養殖業を営み、平成 22 年の生産額は約 3.1 億円であった。

そのような中、当該地区は、東日本大震災により全て浸水しており、かつ、地盤沈下により、震災後において、高潮・波高の増大による冠水が見られ、地盤沈下防災対策は一部が実施済みであるが、約1kmにわたり浸水を防護する施設が未整備であるため、今後の地震・津波等に対しての安全対策が不十分となっている。

また、当該地区の南北からは護岸の災害復旧工事が進んでおり、当該地区のみが護岸整備から取り残されている状況にあり、地元住民より当該地区の防災安全施設整備について再三要望がある区域であり、迅速な対応が望まれている。

関連する災害復旧事業の概要

当該地区である岩子地区を含む松川浦漁港の各漁港施設については、平成28年度までの完了を目指している。海岸保全施設についても、平成28年度までの完了を目指している。

また、岩子地区の南北では、災害復旧事業により、平成 27 年度までに風浪対策のための護岸・堤防が整備されている。

| 関連する基幹事 | 関連する基幹事業 | | | | | |
|-----------|----------|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | | | | | | |
| 事業名 | | | | | | |
| 交付団体 | | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | | |
| | | | | | | |

令和3年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| NO. | 42 | 事業名 | 道路事業(市街地相互接続 路-東部 462 号線) | 道整備)(市道: 法定外道 | 事業番号 | D-1-18 | |
|----------|----|-----|------------------------------|--------------------------|-------|----------------|--|
| 交付 | 団体 | | 市 | 事業実施主体(直接/間接) | 市(直接) | | |
| 総交付対象事業費 | | 中業費 | 375,000 (千円) | 全体事業費 | | 1,246,649 (千円) | |

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市磯部地区

事業内容: 市道 · 法定外道路 L=2,000m W=6m C=1,246,649 千円

磯部字狐字地区から安全な場所への避難路

▼位置付け

〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日)

人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 155,865 千円(国費:120,795 千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は 375,000 千円 (290,625 千円) から、530,865 千円 (411,420 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成29年1月19日)

人件費・資材費高騰等により、本工事費が増額したため、

D-21-2 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(尾浜地区)より228,609千円(国費:177,172千円)

D-21-3 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(岩子地区)より81,543 千円(国費:63,196 千円)

D-21-2-1 雨水排水対策事業(尾浜地区)より77,420千円(国費:60,000千円)を流用。

これにより、交付対象事業費は530,865千円(411,420千円)から、918,437千円(711,788千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成30年10月10日)

事業計画変更に伴い、本工事費が増額したため、

D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 222,813 千円 (国費: H25 予算 194,961 千円)

F-2-1 市街地復興効果促進事業より 18, 288 千円(国費: H27 予算 14, 630 千円) を流用。

これにより、交付対象事業費は 918,437 千円 (711,788 千円) から、1,188,878 千円 (921,379 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (令和2年1月10日)

令和 2 年度分事業費を、F-2-1 市街地効果促進事業(相馬市)より57,771 千円(国費: H27 予算44,772 千円)流用。これにより、交付対象事業費は1,188,878 千円(921,379 千円)から、1,246,649 千円(966,151 千円)に増額。

当面の事業概要

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

<平成 24 年度>

- ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収
- <平成 25 年度~令和 23 年度>
 - ①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。 道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立 した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促す

ため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

| 関連する基幹事業 | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|--|
| 事業番号 | | | | | |
| 事業名 | | | | | |
| 交付団体 | | | | | |
| 基幹事業との関連性 | | | | | |
| | | | | | |